

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 27 年
2月10日
(火曜日)

目 次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………二

解除予定保安林(下松市)(森林整備課)……………三

漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………三

公有水面の埋立ての免許(港湾課)……………三

○選管告示

政治団体の名称等……………六

政治団体の異動事項……………七

解散等に係る政治団体の名称等……………七

政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等……………七

山口県告示第四十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政



氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
周南農業協同組合	下松市西柳二丁目三番四八号	J A周南とくやま訪問介護センター	周南市大字徳山五八二五の八	訪問介護	平成二六、三一
〃	〃	J A周南デイサービスセンター	清水一丁目九番五号	通所介護	〃
〃	〃	J A周南デイサービスとくやま	大字徳山五八二五の八	〃	〃
〃	〃	J A周南デイサービスとくやま	大字須々万本郷二五〇二	〃	〃
〃	〃	J A周南福祉用具レンタル事業所	清水一丁目二番五号	福祉用具貸与	〃
居宅介護支援事業所の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	所在地		廃止年月日
周南農業協同組合	下松市西柳二丁目三番四八号	J A周南西部介護支援センター	周南市清水一丁目九番五号		平成二六、三一
〃	〃	J A周南北部介護支援センター	大字須々万本郷二五〇二		〃
〃	〃	〃	〃		〃
特定福祉用具販売事業所の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	所在地		廃止年月日
周南農業協同組合	下松市西柳二丁目三番四八号	J A周南福祉用具レンタル事業所	周南市清水一丁目二番五号		平成二六、三一
介護予防事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	所在地	事業の種類	廃止年月日
〃	〃	〃	〃	〃	〃

株式会社きんもくせい	山口市大内御堀四三三の一	訪問介護事業所きんもくせい	山口市大内御堀四三三の一	介護予	平成二七、一
あぶらんど菘農業協同組合	萩市大字江向四三一の二	あぶらんど菘農業協同組合	萩市大字椿東三〇一四の一	介護予	〃
株式会社山口メデイカル	防府市大字富海二五二〇	古民家デイサービスとのみ	防府市大字富海二五一九	介護予	平成二六、四、〃
株式会社マル	下松市大字来巻九五一の三	デイサービス	下松市大字来巻九五一の三	介護予	平成二七、一、〃
株式会社ふじ	岩国市室の木町四丁目一番一号	いこいふじ	岩国市室の木町四丁目一番一号	介護予	平成二六、一二、〃

山口県告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十七年二月十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除予定保安林の所在場所
 - 下松市大字笠戸島字野山一四の三（次の図に示す部分に限る。）、一四の五九
 - 二 保安林として指定された目的
 - 魚つき
 - 三 解除の理由
 - 公共施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下松市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定によ

り、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次ののとおり事前届出があった。当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十七年二月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一届出事項					
加入区	住	発	起	所	氏名
牛島加入区	〃	〃	〃	〃	弘中 清
加入区	縦	覧	期	間	縦覧場所
牛島加入区	〃	〃	〃	〃	山口県漁業協同組合

山口県告示第四十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成二十七年二月十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 埋立区域
 - (一) 位置
 - 1 第一区
 - 大島郡周防大島町大字横見字丸はへ一六〇三の一から同大字字友信南八〇五の四までに沿接する県道大島環状線地先公有水面
 - 2 第二区
 - 大島郡周防大島町大字横見字友信三三六の一に沿接する道路に沿接する県道大島環状線から同大字字平松八五の一に沿接する堤に至る土地の地先公有水面
 - (二) 区域
 - 1 第一区

次の1の地点と20の地点までを順次結んだ線及び1の地点と20の地点を結ぶ平成二十五年秋分の満潮位(D.L.十三・四三メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の21の地点と61の地点までを順次結んだ線及び21の地点と61の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 大島郡周防大島町大字横見字迎迫の横見四等三角点(北緯三三度五三分一七・〇二四秒東経一一二度一分三九・二二五秒)(以下「基準点」という。)から二六四度二四分四六秒五〇一・一〇メートルの地点
- 2の地点 1の地点から三五一度一分三二秒八・五四メートルの地点
- 3の地点 2の地点から六度四七分四一・七三メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一六度〇九分二一秒一六・八〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二七度一五分五五秒二五・九一メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三二度五三分〇七秒一六・九六メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三三度〇六分五七秒二二・九七メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二七度四八分一四秒二二・〇七メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一七度四四分一八秒一七・〇一メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一〇度〇一分一六秒一九・一八メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一度五〇分〇三秒一九・一八メートルの地点
- 12の地点 11の地点から三五四度五八分五三秒二二・九五メートルの地点
- 13の地点 12の地点から三五三度三四分三七秒六・二六メートルの地点
- 14の地点 13の地点から三四七度〇九分二七秒一九・四三メートルの地点
- 15の地点 14の地点から三四三度四分五六秒一九・一六メートルの地点
- 16の地点 15の地点から三四二度五一分四六秒二〇・七九メートルの地点
- 17の地点 16の地点から三三五度五〇分一九秒四・九二メートルの地点
- 18の地点 17の地点から六八度四一分五九秒〇・三〇メートルの地点
- 19の地点 18の地点から三四二度五二分三七秒二・五〇メートルの地点
- 20の地点 19の地点から七二度五一分五七秒四・三〇メートルの地点
- 21の地点 基準点から二九三度五四分四一秒五〇三・六八メートルの地点
- 22の地点 21の地点から二五二度五二分〇八秒四・二九メートルの地点
- 23の地点 22の地点から三四二度五二分三七秒二・五〇メートルの地点
- 24の地点 23の地点から三四八度三七分〇八秒二・九九メートルの地点
- 25の地点 24の地点から三四二度五七分五二秒四・五八メートルの地点
- 26の地点 25の地点から三四三度三四分一〇秒二二・二一メートルの地点

- 27の地点 26の地点から三四四度〇〇分〇一秒二四・六一メートルの地点
- 28の地点 27の地点から三四五度四五分五六秒一六・八二メートルの地点
- 29の地点 28の地点から三四七度三一分二一秒二〇・一一メートルの地点
- 30の地点 29の地点から三四七度五五分五五秒五・五四メートルの地点
- 31の地点 30の地点から三三二度四七分〇五秒五・九〇メートルの地点
- 32の地点 31の地点から三四七度四分〇秒八・九九メートルの地点
- 33の地点 32の地点から三四六度三三分一五秒一九・七〇メートルの地点
- 34の地点 33の地点から三三六度五三分二五秒三・七二メートルの地点
- 35の地点 34の地点から二五四度〇七分〇三秒一・六三メートルの地点
- 36の地点 35の地点から三四四度〇五分三三秒五・四〇メートルの地点
- 37の地点 36の地点から七四度〇七分一七秒〇・九四メートルの地点
- 38の地点 37の地点から三三六度五四分五二秒一・六〇メートルの地点
- 39の地点 38の地点から三三四度二七分三二秒八・八六メートルの地点
- 40の地点 39の地点から三三九度〇五分五五秒一一・九四メートルの地点
- 41の地点 40の地点から三四四度一七分二三秒七・三〇メートルの地点
- 42の地点 41の地点から三四七度一〇分二五秒二〇・一四メートルの地点
- 43の地点 42の地点から三三四度三一分〇六秒二二・四二メートルの地点
- 44の地点 43の地点から三三三度三四分〇二秒七・五五メートルの地点
- 45の地点 44の地点から三三三度三六分四二秒二〇・〇〇メートルの地点
- 46の地点 45の地点から三三三度三四分四七秒二〇・〇〇メートルの地点
- 47の地点 46の地点から三三三度三六分二二秒二二・一五メートルの地点
- 48の地点 47の地点から三三三度一〇分〇七秒一七・六〇メートルの地点
- 49の地点 48の地点から三三三度〇六分〇三秒二二・九八メートルの地点
- 50の地点 49の地点から三三四度二四分一一秒一七・二一メートルの地点
- 51の地点 50の地点から三一九度四二分三八秒一一・三六メートルの地点
- 52の地点 51の地点から三一六度三四分五〇秒八・二〇メートルの地点
- 53の地点 52の地点から三一三度二八分二四秒一九・七二メートルの地点
- 54の地点 53の地点から三一一度三六分四六秒二一・六六メートルの地点
- 55の地点 54の地点から三一一度三三分五〇秒八・二八メートルの地点
- 56の地点 55の地点から三一二度四二分〇一秒二〇・二五メートルの地点
- 57の地点 56の地点から三一五度三八分四七秒二二・四七メートルの地点
- 58の地点 57の地点から三一八度〇一分五一秒五・四三メートルの地点
- 59の地点 58の地点から三一〇度三九分二六秒二二・八一メートルの地点
- 60の地点 59の地点から三一八度二九分三八秒一八・三一メートルの地点

(三) 面積
61の地点 60の地点から三一五度二九分四五秒一二・九一メートルの地点

1 第一区

一、九〇三・二六平方メートル

2 第二区

二、三三三・二二平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字横見字丸ばへ一六〇五の三及び一六〇六の二、同大字字浜一七五、一七六の一、一七六の五、一七六の六及び一七七の五、同大字字平松八五の一、八五の二、八五の一〇、八五の一、八六の三、八六の八、八六の九及び八六の一二、同大字字浜一五六の三に沿接する水路、同字八六の一二に沿接する道路、同大字字平松八五の一から同字八五の一までに沿接する堤並びに同大字字丸ばへ一六〇三の一から同大字字平松八六の八までに沿接する県道大島環状線地内並びに同大字字丸ばへ一六〇三の一に沿接する県道大島環状線から同大字字平松八五の一に沿接する堤に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑧7の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑧7の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から二六四度〇三分三三秒四九一・三九メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二七二度三五分四二秒一一・三五メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三四八度二六分四七秒一四・二〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三一〇度五五分五〇秒五一・九四メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三五三度〇五分三〇秒六・一四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二度三二分一二秒四一・四六メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二度二四分一四秒三四・〇七メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三度五六分五三秒一〇一・四六メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三四四度三一分一四秒六四・〇八メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から三四四度一九分三七秒五二・五一メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三三七度五六分〇九秒三八・二五メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三三四度一〇分四八秒一〇〇・三九メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三二六度一七分三〇秒二七・七〇メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から三一七度五二分四五秒九〇・四二メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三三三度三九分三九秒二三・七七メートルの地点

- ⑮の地点 ⑮の地点から三一〇度二二分二九秒五六・九五メートルの地点
- ⑯の地点 ⑯の地点から四〇度二二分二九秒一〇〇・一九メートルの地点
- ⑰の地点 ⑰の地点から一四三度四一分三三秒一六・二二メートルの地点
- ⑱の地点 ⑱の地点から一四一度三二分二七秒二・四五メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から一四五度四九分二五秒二・九四メートルの地点
- ⑳の地点 ⑳の地点から一四四度四〇分一九秒一一・八八メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から一四四度三一分三三秒一・四七メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から一四四度一六分三八秒一八・六七メートルの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から一四四度一〇分五〇秒〇・三六メートルの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉘の地点 ㉘の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉙の地点 ㉙の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉚の地点 ㉚の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉛の地点 ㉛の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉜の地点 ㉜の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉝の地点 ㉝の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉞の地点 ㉞の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉟の地点 ㉟の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊱の地点 ㊱の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊲の地点 ㊲の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊳の地点 ㊳の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊴の地点 ㊴の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊵の地点 ㊵の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊶の地点 ㊶の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊷の地点 ㊷の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊸の地点 ㊸の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊹の地点 ㊹の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊺の地点 ㊺の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊻の地点 ㊻の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊼の地点 ㊼の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊽の地点 ㊽の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊾の地点 ㊾の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ①の地点 ①の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ②の地点 ②の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ③の地点 ③の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ④の地点 ④の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ⑤の地点 ⑤の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ⑥の地点 ⑥の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ⑦の地点 ⑦の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ⑧の地点 ⑧の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑨の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ⑩の地点 ⑩の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ⑪の地点 ⑪の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ⑫の地点 ⑫の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ⑬の地点 ⑬の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ⑭の地点 ⑭の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ⑮の地点 ⑮の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ⑯の地点 ⑯の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ⑰の地点 ⑰の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ⑱の地点 ⑱の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ⑳の地点 ⑳の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉘の地点 ㉘の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉙の地点 ㉙の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉚の地点 ㉚の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉛の地点 ㉛の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉜の地点 ㉜の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉝の地点 ㉝の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉞の地点 ㉞の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉟の地点 ㉟の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊱の地点 ㊱の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊲の地点 ㊲の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊳の地点 ㊳の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊴の地点 ㊴の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊵の地点 ㊵の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊶の地点 ㊶の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊷の地点 ㊷の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊸の地点 ㊸の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊹の地点 ㊹の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊺の地点 ㊺の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊻の地点 ㊻の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊼の地点 ㊼の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊽の地点 ㊽の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊾の地点 ㊾の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点

- ⑤①の地点 ④⑨の地点から二五六度三八分四六秒一・一〇メートルの地点
- ⑤②の地点 ⑤①の地点から一六三度〇八分五七秒八・三六メートルの地点
- ⑤③の地点 ⑤②の地点から四九度五四分五一秒一・五四メートルの地点
- ⑤④の地点 ⑤③の地点から一五二度五六分〇七秒八・〇五メートルの地点
- ⑤⑤の地点 ⑤④の地点から一五八度五八分〇七秒四・六七メートルの地点
- ⑤⑥の地点 ⑤⑤の地点から一六二度三九分四四秒六・七五メートルの地点
- ⑤⑦の地点 ⑤⑥の地点から一六四度四七分五五秒一・九六メートルの地点
- ⑤⑧の地点 ⑤⑦の地点から一六七度〇六分二九秒七・三六メートルの地点
- ⑤⑨の地点 ⑤⑧の地点から二五七度五四分一九秒〇・七二メートルの地点
- ⑥①の地点 ⑥①の地点から一七四度四〇分一〇秒二九・六一メートルの地点
- ⑥②の地点 ⑥①の地点から一六八度二七分二秒一四・四二メートルの地点
- ⑥③の地点 ⑥②の地点から一六四度三〇分一三秒一六・〇〇メートルの地点
- ⑥④の地点 ⑥③の地点から一六二度四九分三六秒一二・二八メートルの地点
- ⑥⑤の地点 ⑥④の地点から一六三度〇五分一五秒二四・二三メートルの地点
- ⑥⑥の地点 ⑥⑤の地点から一八一度五〇分〇八秒四・五〇メートルの地点
- ⑥⑦の地点 ⑥⑥の地点から二六一度三四分四六秒七・六二メートルの地点
- ⑥⑧の地点 ⑥⑦の地点から九〇度〇〇分〇〇秒〇・九九メートルの地点
- ⑥⑨の地点 ⑥⑧の地点から一六三度二〇分五〇秒九・九二メートルの地点
- ⑦①の地点 ⑥⑨の地点から一六二度四七分四九秒二〇・八七メートルの地点
- ⑦②の地点 ⑦①の地点から一六二度二五分二一秒一・七九メートルの地点
- ⑦③の地点 ⑦②の地点から一六四度二七分二一秒二九・五〇メートルの地点
- ⑦④の地点 ⑦③の地点から一六六度一五分三秒一一・八八メートルの地点
- ⑦⑤の地点 ⑦④の地点から一〇六度二五分四三秒五・四七メートルの地点
- ⑦⑥の地点 ⑦⑤の地点から一九三度四六分二三秒一二・〇九メートルの地点
- ⑦⑦の地点 ⑦⑥の地点から一九五度一四分二三秒二・九二メートルの地点
- ⑦⑧の地点 ⑦⑦の地点から一九三度四九分二九秒一三・〇七メートルの地点
- ⑦⑨の地点 ⑦⑧の地点から一九五度三七分一五秒四七・三〇メートルの地点
- ⑧①の地点 ⑦⑨の地点から一八九度〇〇分三三秒二・二五メートルの地点
- ⑧②の地点 ⑧①の地点から一九八度一〇分一四秒一二・八八メートルの地点
- ⑧③の地点 ⑧②の地点から二〇〇度〇三分三九秒八・〇〇メートルの地点
- ⑧④の地点 ⑧③の地点から二〇六度二四分二六秒六・〇一メートルの地点
- ⑧⑤の地点 ⑧④の地点から二一三度〇四分五〇秒一五・九八メートルの地点

- ⑧④の地点 ⑧③の地点から二一五度四一分二〇秒三五・一九メートルの地点
 - ⑧⑤の地点 ⑧④の地点から二〇八度二四分四五秒八・二〇メートルの地点
 - ⑧⑥の地点 ⑧⑤の地点から二〇〇度四三分二八秒八・七九メートルの地点
 - ⑧⑦の地点 ⑧⑥の地点から一九三度五九分一四秒八・二三メートルの地点
- (三) 面積
六四、九三五・二二平方メートル

三 埋立地の用途

用 途	配 置	規 模
道 路 用 地	埋立地の西側に配置	約一、一〇〇平方メートル
防災施設用地	埋立地の東側に配置	約三、一〇〇平方メートル

四 免許を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

五 免許の年月日

平成二十七年一月三十日



山口県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年二月十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
茶川きくじ後援会	藏重 重成	小西 修朗	宇部市大字西岐波2540の12		平成27、5

かさもと俊也後援会	笠本 俊也	吉松 範和	長門市東深川2542の3	〃	〃	1/3
河内山宏充後援会	河内山宏充	河内山宏充	熊毛郡平生町大字尾国406	〃	〃	2/1
このいけ博之後援会	瀧池 博之	瀧池 敦子	宇部市川添3丁目10番5号	〃	〃	9
高橋せいじ後援会	高橋 成次	高橋 成次	〃 中央町3丁目14番28号	〃	〃	1/3
中本敦子後援会	高田 湧子	竹林 由佳	熊毛郡平生町大字曾根1001の3	〃	〃	2/6

山口県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十七年二月十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
		新	旧	
自由民主党阿東支部	会計責任者	長岡 正興	萩原 達昭	平成27、26
木村健一朗後援会	事務所	周南市陽陽2丁目2番20号	周南市清水町7番47号	〃
杉山孝治後援会	代表者	藤井 輝夫	今村 桂二	〃
高井仁後援会	〃	角田 文男	高井 仁	〃
山本たつや後援会	会計責任者	濱田 真志	河原 一輝	〃

山口県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年二月十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
中村みのる後援会	中村 文武	中村満寿美	山口市阿東徳佐上3548の1	平成26、31
原田よしとも後援会	原田 欣知	原田 洋子	〃 秋徳東5920	〃
原ひろ子後援会	原 ひろ子	原 滋	〃 吉田2681	〃
丸田勲次後援会	丸田 勲次	丸田 和子	萩市大字山田41520の11	〃
みんなの力を集める会	白木 利典	山本 哲彦	岩国市川下町1丁目4番11号	〃
村上けんじ後援会	蔵永 秀樹	矢田 陽一	美祿市伊佐町伊佐2858	〃
村中洋後援会	山迫 健一	河原 一輝	岩国市日の出町2番1号	〃
山田なおかつ後援会	山藤 昭久	井上 恵子	山陽小野田市大字山野井2623の8	平成25、31

山口県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった回項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年二月十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		備考 (資金管理団体の名称及び年月日)
		名称	主たる事務所の所在地	
原 ひろ子	山口市議会議員	原ひろ子後援会	山口市吉田2681	平成27、1、19

平成二十七年二月十日印刷
發行

發行
人所

山口
山口
県
知
事
庁